

平成15年第16回教育委員会記録

平成15年10月22日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日時 平成15年10月22日(水) 午後2時00分～午後3時30分

場所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫
職務代理者 安本 ゆみ
委員 大藏 雄之助 委員
教育長 納 富 善 朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 庶務課長 和田 義 広 学校運営課長 佐野 宗 昭
学務課長 井口 順 司 施設課長 吉田 順 之
指導室長 松岡 敬 明 中央図書館長 倉田 征 壽
社会教育 武笠 茂 中央図書館長 杉田 治
スポーツ課長
事務局職員 庶務係長 小今井 七 洋 法規担当係長 石井 康 宏
担当書記 野澤 雅 己

傍聴者数 13名

会議に付した事件

(議案)

議案第54号 杉並区子ども読書推進計画

議案第55号 杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則

(報告事項)

- (1) 学校希望制度の申請状況
- (2) 南伊豆健康学園について
- (3) 平成15年度学校給食展示会参加人数について
- (4) 平成15年度学校給食文部科学大臣表彰について
- (5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (6) 社会教育施設等の臨時休館について
- (7) 平成15年度個別外部監査の結果に関する報告について
- (8) 区立図書館の年末開館について
- (9) 中央図書館の特別整理期間について

目 次

委員会記録署名委員の指名	3
議案審議	
議案第54号 杉並区子ども読書推進計画	3
議案第55号 杉並区立社会教育センター及び社会教育会館 条例施行規則の一部を改正する規則	7
報告事項	
(1) 学校希望制度の申請状況	10
(2) 南伊豆健康学園について	11
(3) 平成15年度学校給食展示会参加人数について	11
(4) 平成15年度学校給食文部科学大臣表彰について	11
(5) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧	13
(6) 社会教育施設等の臨時休館について	14
(7) 平成15年度個別外部監査の結果に関する報告について	15
(8) 区立図書館の年末開館について	18
(9) 中央図書館の特別整理期間について	18

委員長 ただいまから第16回教育委員会定例会を開催いたします。皆様方、お忙しいところをありがとうございます。

本日の議事録署名委員は大蔵委員にお願いします。

本日の議事日程は議案が2件、報告事項が9件となっています。

それでは順序にしたがって進めさせていただきます。日程第1、議案第54号「杉並区子ども読書推進計画」を上程し、審議させていただきます。庶務課長、説明をお願いいたします。

庶務課長 私から議案第54号「杉並区子ども読書活動推進計画」についてご説明いたします。本計画については、委員協議、素案の報告を経ているので、簡単に概要と変更点について説明いたします。なお、全体の変更ですが、計画の中で以前に「注記」という形でいくつかの事業名等の解説をしていましたが、これはわかりにくいということで「注記」をやめて、その下に事業名あるいは名称を出して説明するという方式に変えています。

概要説明に入ります。1～3ページに記載しています。第1部「本との出会い」については、変更点はありません。

次に4、5ページです。第2部で「本計画の基本的な考え方」を掲げています。「計画の期間」ですが、平成15年から19年度の5年間ということで定めています。「計画の目標」ということで4点掲げていて、1点目が「子どもの読書機会の提供、読書環境の充実」。2点目として「地域ぐるみでの読書活動推進体制の充実」。3点目で「子どもの読書活動を推進するための人材の育成」。4点目として「子どもの読書活動に関わる保護者等への支援」ということで記載しています。

次に第3部「子どもの読書活動推進のための取組み」ですが、6～14ページに記載しています。まず6～9ページ第1章で「家庭・地域等」について記載しています。家庭や地域においては、「子ども本人に対してだけでなく、育児にまつわる読書活動の大切さなどについて保護者等に対しての働きかけを推し進め、区立図書館を中心とした関係機関の取組みを強化していきます。」という趣旨で事業を展開することにしています。

主な取組として、(家庭における読書活動の支援)で「ブックスタート」事業、あるいは(ボランティア・NPO、PTAとの協働による読書活動の推進)、すぎなみコミュニティカレッジからの(地域人材の育成)ということです。(「(仮称)すぎなみ子ども文学賞」の創設等創作活動の支援)(児童図書等の再利用の推進)(区立図書館の開館日・開館時間の拡大)(図書館以外の場所での図書貸し出し)等ということです。

この第1章での変更点ですが、8ページをご覧ください。最初のところで、(児童図書等の再利用の推進)ということでリサイクルを進めています。次に2点目の(児童書・中高年向け図書についての書店組合との協働)ということで、従来はこの部分が(児童書・中高生向け図書の販売

の奨励)というところから記載を変更しています。3点目で(区立図書館の開館日・開館時間の拡大)ということで、従来は開館日だけでしたが、開館時間の拡大にも取り組むということで、その記載を加えています。

第2章の「学校」の部分です。9～11ページまで記載しています。「学校においては、幼稚園・小・中・高等学校といったそれぞれの段階に応じて、あらゆる場面で子どもが自主的に読書活動に取り組めるよう、読書の楽しさを実感させ、読書をする姿勢や習慣を育成するとともに、学校図書館や他の関係機関の利用を支援するなどの取り組みを行っていく。」ということです。

主な取り組みとしては、(各学校における特色ある読書活動の推進)ということで「朝の10分間読書」「ブックトーク」、さらに(学校図書館の充実)(地域ボランティアとの連携)、(児童生徒の読書活動関連行事の充実)では「書評座談会」などを掲げています。

11、12ページですが、第3章で「関係機関の連携・協力による読書活動の推進」ということです。「学校と、区立図書館など地域や家庭の読書活動を担う関係機関とが、これまで以上に連携した取り組みを行うことが必要です。また、大学や都立の機関と連携して、子どもが読書に親しむ機会や環境をさらに整備していきます。」

主な取り組みとしては、(読書活動事業に関する関係機関との連携強化)(大学図書館との連携)(ブックトークの充実、学校への出張授業・講演の実施)(学校と地域図書館の連携強化)などといったものを掲げています。ここは若干の文言修正をしていますが、変更点はありません。

12、13ページにかけて第4章ということで、「読書活動を推進するための施設・設備の充実」ということです。「子どもの読書活動を推進するため、区立図書館、学校図書館等の関係機関の施設・設備を充実していきます。」ということです。

主な取り組みとしては、(魅力的な区立図書館づくり)(関係機関における図書コーナーの充実)(図書情報ネットワークの充実)(計画・段階的な学校図書館設備の整備充実)といったものを掲げています。

13、14ページは第5章になります。「子どもの読書活動推進のための啓発・広報ほか」ということです。「子どもの読書活動の楽しさやその意義について、子ども達や保護者に対し様々な意識の啓発をはかります。また、各種事業について積極的な広報を展開し、その周知徹底をはかるとともに、区を挙げた読書活動の推進、関係機関職員の資質や意識の向上に努めます。」といった目標を掲げています。

主な取り組みとしては、(保護者への意識啓発・相談事業の充実)(「杉並区子ども読書月間」の設定)(顕彰制度の実施)等があります。推進の仕組みとして、「(仮称)杉並区子ども読書活動推進委員会」を設置)することや、併せて(読書に関する関係職員の資質の向上)をはかるとい

ったものなどを掲げています。

15、16 ページは「計画事業一覧」を掲げています。ここで「事業内容」のところに記載しているのが、取り組みを進める項目あるいは事業ということになります。☆が付いているところは新規に取り組む部分ということです。総事業件数 57 項目に対して、新規は 21 の取り組みを進めていくという計画になっています。

17～45 ページまでは資料編ということで、現状資料あるいは素案に対する意見回答の結果、策定経過を掲げています。私からは以上です。

委員長 ただいまのご説明に対してご質問、ご意見がありましたらお願いします。

大藏委員 すべてに賛成ですが、最近非常にマニフェストというのが流行っていて、具体的にいつからどのようにやって、どういう手続きを踏んで、いつごろ完成するかということが必要です。それでないと大まかな公約であって、なかなか遂行できないと思います。

いちばん最後に、計画を練り直すについては年度が書いてありますが、それ以外については具体的にいつからどのようにしてやっていくか、この 57 項目のうち、何が最も優先なのかというのがよくわかりません。いますぐではありませんが、そういうことを明らかにして、区民から見ても、「これが進んだ」「これが予定通りにいっている」「これは遅れている」というのがわかるようにすべきではないでしょうか。

庶務課長 今回、先ほど申し上げた 15、16 ページに、この期間中に取り組む事業を掲げています。いま大藏委員がご指摘の年度計画をどうしていくのかといった、重要度、取り組む順序の明確化については、少なくとも進行管理も含めてきちんとやれるように、内部的には年度別の計画的なものは用意していきたいということで検討しています。この段階の計画では、予算等も絡む中で作りきれなかったということです。

予算面では平成 16 年度に向けてこういった大きな計画をつくったので、教育委員会としての重要施策という中で、事業の位置づけをして要求しているところです。

宮坂委員 大変結構だと思います。読書は大事で、読ませるといふことには大賛成です。これは進めていただきたいと思います。

内容的には大藏委員が言われた以外に、図書館で購入する本、あるいは読ませる本の種類については、バランスをとってどういう基準で入れるかという、ある程度の基準みたいなものがあれば示していただきたいのです。例えば、図書館で 1 冊の本を購入する場合に何かの基準があるのか、あるいは選定委員みたいな方がいるのかどうか、ただ本屋が持って来たのをどんどん入れるのか。ベストセラーを入れるなら、何万部以上売れたものがベストセラーと認定するとか、何かそういう基準があるのかなのか、なければどういう考えで入れているのか、この辺のバランス

をとってやっていただければありがたいと思います。

中央図書館次長 現在、細かな基準に基づいて購入しているということはないのですが、経験のある司書を中心とした職員で選定しているというのが現状です。今後、新規の本をどのくらいにするとか、どういう本を入れていくかについては、ある程度の基準を設けながらやっていかなければいけないという思いはあるので、委員のご指摘の点については今後考えていきたいと思っています。

安本委員 「すぎなみコミュニティカレッジの充実」という項目と、「地域ボランティアとの連携」ということで、学校サポーターなどを通じた地域人材の活用というのがあるのですが、これは似ていると思うのですが、どこか違いがあるのでしょうか。

それから例えば、いま学校などからコミュニティカレッジで学んだ方がどのくらい必要とされているか、入っている学校があるのかどうか。コミュニティカレッジ自体が学校に見学に行ったりしていることを聞いているのですが、そのあたりはいかがですか。

庶務課長 地域ボランティアの項とコミュニティカレッジの部分の関係ですが、地域ボランティアのほうは、学校図書館の運用をどうするかという中で、そういったものを活用していくという形で、体制づくりという話の中でこの計画に掲げています。

コミュニティカレッジのほうですが、こちらについても、地域ボランティアそのまま資格等、能力があって活躍できる方もいらっしゃいますが、そういった人をどう育てるかという側面もあるので、こちらは人づくりの関係で記載しているということです。コミュニティカレッジについては、後ほど社会教育スポーツ課長のほうから補足説明をお願いします。

学校のところで、コミュニティカレッジとは別にどのくらいボランティアがすでに入っているかについては、資料編 26 ページのⅢ-2 の表ですが「ボランティア等の協力を得ている学校数の割合」ということで、全国と杉並区の比較をしています。このような状況になっています。

社会教育スポーツ課長 コミュニティカレッジについては、昨年度ここにあるように「もっと知りたい身近な図書館」ということで5回開催して、38 人の方が受講されました。その後、実際に学校のほうに対しても、コミュニティカレッジを終了された方で学校図書館を手伝えるという方が何人かいましたので、そういった希望がある場合には学校のほうに紹介するというで行った実績があります。何人ぐらいという詳しい数字はいま把握していませんが、こういった形で引き続きコミュニティカレッジの中で、学校図書館に対しての人材育成を行って、そういった方たちがサポーター的な形で入って、読書推進活動の計画に基づいて協力していただくという体制でいきたいと考えています。

委員長 14 ページに（「(仮称) 杉並区子ども読書活動推進委員会」の設置）というのがありますが、

来年度とかにもう予定されているのですか。先ほどの質問にあったような、どこにウエイトを置いてとか、計画にも関与してくるのですが。

庶務課長 来年度、設置をしていきたいと考えています。

委員長 細かいことが盛りだくさんにありますので、それをどのように実施していくのか、順序も含めて早期に検討したいと思います。

教育長 昨日あったことなのですが、10 ページ「図書館を使った“調べる”学習賞コンクール」とあるとおり、まだまだ捨てたものではないという実感を持ったものですから、お話をさせていただきます。

今年、第4回目の「図書館を使った“調べる”学習賞コンクール」がありまして、去年から杉並区教育委員会がかかわって、今年は共催をしたのです。今年の第4回目は、小中学生合わせて677件の応募がありました。中学校が94人、ちょうど受験シーズンにかかる等のことがあるって、中学生はなかなか手を出さなかったのかと思いました。子どもなりにいろいろな関心を持って、ある子どもはタコに興味をもって、マダコやイダコなどいろいろなタコを買ってきて、それを解剖して本で調べて、タコにもいろいろな種類がいるということを見つけて、では体の中はどうなっているのだろうというので、そういう調べものを出している子どもがいました。あるいは、「カラスは害鳥のように言われているけれども、本当は散らかったゴミをみんな片付けてくれるのだから、カラスと一緒に住めないか。」ということを行っている小学校4年生の子どもがいたりしました。なかなか大人と違ったものの見方で、しかも学校図書館あるいは区立の図書館で、関心を持ったことを調べて、自分なりに、3年生なら3年生なりに、6年生なら6年生なりにまとめて、とてもよいレポートをしてきていました。

677人の子どもたちが応募してくれたというのは、この本離れの世の中だと言われていながら、まだまだ捨てたものではないという感じがあって、いまの時期に法律に基づいた計画であったにしても、これは着実に進めていくことが、子どものこと、大人になった場合のことを考えると、本当に意味のあることだという思いを昨日させていただきましたので、10ページのこの項目に絡めて報告をさせていただきます。

委員長 ほかにございませんか。先ほども申しあげましたように、委員協議でもうすでに議論していますし、議案第54号につきましては、原案のとおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

異議がないようですので、議案第54号は原案通り可決いたします。

日程第2、議案第55号「杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則」に移ります。庶務課長から説明を、お願いいたします。

庶務課長 私から議案 55 号「杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

まず改正理由ですが、平成 15 年 9 月 1 日から稼働しました公共施設予約システムを利用できる施設に井草社会教育会館を含めるとともに、社会教育センターのホール等の使用料の納付期限などについて、勤労福社会館等との整合性を図り、ホールの使用実態に適したものに改めるために改正をするものです。

改正の概要ですが、新旧対照表をご覧ください。まず第 8 条の 2 ですが、社会教育センターのホール及び展示室の使用料納付期限を使用実態に応じた期限として、併せて集会室とホール及び展示室を一体で使用する場合は使用料納付期限を定めるものです。

1 項で、ホールの使用料納付期限として、1 カ月前までに使用承認を受けたときは使用承認日の 7 日後ということにしています。次に、1 カ月前より使用日の 10 日前までに使用承認を受けた場合は、使用承認日の 3 日後までとしています。3 として、使用日前 9 日から 3 日までに使用承認を受けた場合は、使用承認を受けたときまでにするものです。展示室ですが、展示使用ということで、こちらの使用料納付期限は使用の承認を受けたときまでということで、他の集会室等は使用の日までの特例を設けるものです。

2 項ですが、併せて集会室とホール又は展示室を一体で使用する場合についても、いまのホール、展示室に併せて改正するというので、一体使用の場合については、それぞれホールあるいは展示室の使用と同じ形で納付期限を定めるものです。

次に第 9、10 条については、井草社会教育会館を予約システムに加えることなどによって改正するものです。

次に別表の 1 です。井草社会教育会館の使用申請を区施設予約システムについて行えるように改正するものです。別表 1 の 2 ですが、使用申請機関の申請者区分のうち、官公署が直接公益のために使用する場合は削除するというものです。この削除によって官公署が直接公益に利用する場合については、教育委員会が認めるものという形の中で、行政使用と同じ形の申請期限とするということです。社会教育会館の使用申請期間を社会教育センターと併せております。

別表 2、3 ですが、井草社会教育会館の備付器具のうち、16 ミリ映写機について、故障によって使用できないといった実態、利用実績が激減していることを踏まえて、備付機具から削除するという事です。

施行日については、平成 15 年 11 月 1 日からということに定めています。私からは以上です。

委員長 ただいまのご説明にご質問、ご意見があればお願いします。

安本委員 杉並社会教育センターというのはセッションのことですね。いまあちらこちらの学校で

合唱コンクールなどをやっているようで、そういうお手紙などをいただくのですが、セッションでやりたいが取れなくて、結局、三鷹や中野や練馬のホールをお借りしているということです。行政使用に準ずるといふか学校教育ですので、電車を使って行くのも経験かもしれませんが、大勢の子どもが同じ時間に移動することになりますし、できるだけセッションを学校の行事に、優先的に使えるようにできるといいのではないかといつも思っています。杉並公会堂が工事中ですからこうなっていますが、また完成すれば緩和するのかもしれませんが、そこはいかがでしょうか。

社会教育スポーツ課長 学校の合唱コンクール等、学校の行事は原則として学校の施設を使うという形になっているので、学校以外の施設を使う場合には、指導室で別に基準をつくっているということです。これは学校の中の施設、例えば改築といった形で体育館等も使えないという場合に限っているということなのです。要するに特別な事情がある場合のみ、行政使用、そういう共催という形で優先的に取ることができますが、それ以外は、学校行事の場合は優先的に取ることはできないということなのです。

ですから、例えば学校によって区内の施設を使っている、これは一般的な使用の中で、例えばセッションでもホールが空いているとき、優先使用ではなく一般使用の枠の中で空いているときに、そこを有料で使っていただくといったケースの場合は考えられるかと思います。そういった基準の中でやっております。

安本委員 基準というのと、結局同列に考えているということですね。

社会教育スポーツ課長 そうです。学校だからといって特別に行政使用という形で押さえるということはしていないということです。特別な事情があつて教育委員会のほうで定めている基準に当てはまれば、その部分については優先的ということはあると思いますが、それ以外の場合は一般的であるという形でやっています。

安本委員 せめて公会堂の工事が終わるまでは、できればそういう方向にさせていただけるのではないかと思いますのですが、いかがなのでしょう。

社会教育スポーツ課長 逆に言うと、公会堂が利用できなくなったことによって以前よりセッションの使用件数が増えているので、学校だけそういった形で特例的に認めるというのは、非常に厳しい状況にあるので難しいと思います。

宮坂委員 規則上難しいというのがあるのでしょうか、ただ平等に扱わなければ具合が悪いということなのでしょう。

社会教育スポーツ課長 セッションのホールについては、非常に需要が多いということがあります。本来、社会教育施設ということですから、学校だけにそういうものを認めると他の関連とのバランスがあつて、かなり範囲が広がってしまうということもあります。あとは学校教育上として本

来学校の行事は、地域の中で基本的に行ってもらおうという考えがあると思います。

委員長 今日は規定の件についてというので案件が出ているので、それに限ってご質問をお願いします。

ほかによろしいですか。議案第 55 号につきましては、原案のとおり可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

異議がないようですので、議案第 55 号は原案通り可決といたします。

日程第 3 「報告事項」の聴取に入ります。第 1 に「学校希望制度の申請状況」について、第 2 に「南伊豆健康学園について」、第 3 に「平成 15 年度学校給食展示会参加人数について」、第 4 「平成 15 年度学校給食文部科学大臣表彰について」の 4 件を学務課長、ご説明をお願いいたします。

学務課長 私から 4 点ご報告させていただきます。1 点目「学校希望制度の申請状況」についてです。学校希望制度については、魅力ある教育活動の実現と開かれた学校づくりを目指して、区内の小中学校の指定通学区域を弾力化し、学区域の学校だけでなく隣接校からも学校を選べる制度として、平成 14 年度の新入学生から実施しているところです。このほど平成 16 年度の新入学生についての申請状況がまとまったのでご報告いたします。

資料については、平成 14 年度、平成 15 年度、平成 16 年度の各学校への希望申請の状況をまとめています。各年度ごとに住基人口 C、入 A、出 B、差 A - B の 4 つの欄を設けていますが、「住基人口」については当該学校の学区域内の住民基本台帳の 10 月 1 日現在のもの、「入」については当該学校への学区域外からの希望された方の数、「出」については当該学校の学区域内に住むが他校を希望された方の数、「差」については出入りの差し引き増減数を記載しているところです。

今回まとめたのは、いちばん右の平成 16 年度の新入学のところですが、平成 16 年度に向けては、希望申請枠を各校 40 人、ただし浜田山小と高井戸中については 30 人としました。これに対して各学校への学区域外から希望された入の数が A 欄、他校を希望された出の数が B 欄に記載されているところですが、差の欄に網掛けをしたように、差し引きで小学校で 2 校、中学校で 4 校が申請枠を超えることとなりました。このうち浜田山小と高井戸中を除いた 4 校については、申請枠を超えた数が 10 名以下だったので、学校とも協議して受入可能と判断し、申請通り受け入れることとしました。浜田山小と高井戸中については、今週の 20 日に抽選会を行い、差し引きで 30 名の枠に収まるように抽選を行わせていただいております。

最後にこの間の傾向ですが、資料右上の「希望申請者数の割合」にもお示しましたように、小中学校ともに、この 3 年間希望申請をされる方の割合が徐々に増えてきています。特に中学校

については、平成 16 年度は 2 割を超えるまでになっています。また、希望申請者が増えた中では、希望される学校とされない学校との差が、以前に比べて顕在化してきているのではないかと受け止めています。中学校においては 40 名を超える増のある学校が 4 校ある反面で、40 名を超える減のある学校が 5 校と両極化が進んでいます。今後においては今回の結果も踏まえて、希望申請者に対してアンケート調査を行い、結果分析を行うとともに平成 17 年度の希望申請受付に向けて課題を整理し、見直す必要があるところは見直しを図りたいと考えています。

2 点目の「南伊豆健康学園について」ご報告いたします。南伊豆健康学園については、第 2 次行財政改革実施プランにおいて、虚弱児童の教育施設としては廃止の方向とし、廃止後の教育施設としての活用方策を検討した上で改めて方針を決定し、見直しを図るとしています。この間、具体化に向けて検討を進めてきました。しかし、廃止後の教育施設としての活用方策については、現在特区を含めた検討を行っていますが、結論を出すまでに至っていません。その一方で、平成 16 年度に健康学園運営を継続するとした場合の募集時期も迫っています。そこで平成 16 年度については、健康学園運営を継続することとし、入園募集の手続きを進めさせていただきます。

廃止後の施設利用については、特区の第 4 次提案を行う一方で、他の方策も含め引き続き検討し、来年 2 月を目途に一定の考えをまとめていきたいと存じます。

続いて、「平成 15 年度学校給食展示会参加人数について」ご報告いたします。今年度の展示会については、先週 10 月 17 日に阿佐谷地域区民センターにおいて、「健康な生活を送る基礎を培うための学校給食を目指して」というテーマで実施したところです。

参加者については、子どもが 120 人、学校関係者が約 150 人、その他一般の保護者の方々等で合計 700 名の参加をいただきました。また、区議会においては文教委員会の委員の方々の視察、教育委員の方々にも視察をいただき、また給食の試食もしていただいたところです。

最後に「平成 15 年度学校給食文部科学大臣表彰について」ご報告いたします。平成 15 年度学校給食文部科学大臣表彰について本日公表されましたが、杉並第六小学校が選ばれました。

杉並第六小学校においては、教育目標の 1 つである「健康で豊かな子」の具現化のため、保健、道徳等、各教科との連携の下に、健康教育を推進しています。特に学校給食を通して、「食と体の健康」「食と心の健康」「食文化等について」担任、養護教諭、学校栄養職員、調理士主事等が連携を深め、子どもたちの教育に当たってきました。こうしたことから、教育委員会としても杉六小の取り組みに着目し、東京都を通じ文部科学省へ推薦していたところですが、このほど見事表彰に選ばれました。表彰式については、今月 30 日に新潟県で開催される第 54 回全国学校給食研究協議大会において行われることになっています。私からの報告は以上です。

委員長 まず最初に、学校希望制度の申請状況ということでお願いいたします。

宮坂委員 この見方なのですが、入と出が同じなのですが、他区へ行ったというのはどういう表現なのですか。

学務課長 今回については、あくまで学校の希望申請という、通学区域の学校があって、その他に近所の隣接する学校も選べるという仕組みの中での希望の申請を受けたところです。この他に区内の指定校変更あるいは区域外就学という制度があります。こちらについては来年1月以降、そういう手続きの中で受付をしていくという運びになっています。

安本委員 これは10月6日で締め切った希望制度のものだけということですか。

学務課長 そうです。

安本委員 それ以降の動きは出ていないのですね。

学務課長 出ていません。

安本委員 90人とか極端に出てしまっている中学校がありますが、これという理由があつてのことと思いますが、いまの段階でおわかりになったら教えていただけますか。

学務課長 これについては、例えば通学の距離とか、学校の位置関係、お子さんたちの友人関係等々、さまざまな要素があつて、それぞれの学校の状況によって異なりますが、結果的にこのような数字に表われたものと受け止めています。

安本委員 アンケートはいつごろお取りになりますか。

学務課長 1月過ぎと考えています。

委員長 当然、中学生のほうが範囲が広がる。ダイナミックに通学距離も広くとれるのか、いろいろな意味で広がっていますね。

学務課長 基本的に小学校が44で中学校が23ですので、中学校のほうが一つひとつの通学区域が広がります。いま現在は本区の制度はあくまで隣接校ということですので、学区域が境界になっていない学校は選べないという仕組みです。その中で広がっていると受け止めていただければと思います。

委員長 解析は難しいですね。こういう事情を見ながら各学区がよりよく学校の整備、人的なもの、ソフト、ハードを含めてやっていくということですね。

ほかにはよろしいですか。よろしければ、2番目の南伊豆健康学園についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

宮坂委員 とりあえず平成16年度は同じ条件で継続ということですね。

学務課長 おっしゃる通りでございます。

委員長 よろしいですか。また来年度の2月という時限で、再度いろいろな方法を選択してみるということですね。

では3番目の学校給食の展示会の報告で、参加人数700名というものですが、単純に参加者数等の報告ですからよろしいですか。

では次に、杉並第六小学校の文部科学大臣表彰ということで、何かご質問はございますか。いい話でよかったですと思います。特にありませんようでしたら、4番目まではこれで終わりにさせていただきます。

5番目の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」、6番目「社会教育施設等の臨時休館について」、2件続けて社会教育スポーツ課長から、説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 私のほうから資料に基づきまして、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認」につきまして、ご報告いたします。お手元の資料の1ページ目のところです。件数といたしましては定例が34件、新規が11件で合計45件となっています。それぞれの課別で申しますと、新規につきまして社会教育スポーツ課6件、それから社会教育センターが2件、庶務課、指導室、学務課がそれぞれ1件、新規で入っています。共催・後援の内訳ですと、共催が14件、後援が31件ということです。

それでは、新規の部分につきましてご報告いたします。まず、1ページ目です。社会教育スポーツ課のNo.1から6までが新規です。No.1と2が新規共催。東田小、それから杉九小の土曜日学校ということで、記載のような内容で行う予定です。

それから新規後援。No.3は向陽スポーツ文化クラブが行いますボディヒーリングということで、これはヨガなどいろいろ取り入れた健康になるためのスポーツということで行うものです。こちらは向陽中学校のクラブハウスで行うということで、後援という形になっています。No.4が東京第一友の会の後援で行います「家事と家計の勉強会」です。No.5が東浴杉並支部杉並浴場組合が行います「銭湯でアニメ上映会」ということで、環境問題をテーマにいたしました「さよならみどり池」の上演等です。区内の公衆浴場8会場で行うものです。No.6、社会福祉法人虹旗社が行います「中途障害者の仲間交流会」ということで、シンポジウム、演芸大会等、これはセッション杉並で行うものです。

1枚めくっていただきます。社会教育センターで受け付けましたもので、No.1の新規共催、「もも子を杉並に呼ぶ会」実行委員会が行います「もも子、カエルの唄が聞こえるよ」という障害者の子どもが主役になった映画ですが、こちらの上映です。これは一応家庭学級ということで、それをテーマにしていろいろと懇談していただく内容の家庭学級になっています。セッション杉並の視聴覚室、ホール、それから高井戸地域区民センター等で行うものです。No.2は新規共催で家庭学級として行います。大宮中のPTA手話同好会、「手話コーラスでコミュニケーション」ということで、手話を習いながら、お互いのいろいろな形での情報交換、意見交換をしていこうという

催しです。大宮中学校で行うものです。

それから裏側のページです。庶務課で受け付けましたNo.2に入っていますが、新規後援、E N J I N O 1文化戦略会議が行います「E N J I N O 1文化戦略会議・教育セミナー」ということで、これは和田中学校で行われたものです。

それから、ページ数のNo.5で指導室が後援いたしました新規で全日本中学校学校行事研究会、「第31回中学校学校行事研究全国大会」ということで、社会教育センターで行われたものです。

それから、もう1枚めくっていただきまして、学務課で新規後援という形で行いましたピクチャートレイン実行委員会、「ピクチャートレイン美術館」ということで、障害者の書いた絵を車両に展示するというので、JR山の手線、京浜東北線で各1車両を会場とし、そこで公開したものです。12月1日からの開催期間になっています。以上が新規の部分の承認したもののご報告です。

次に「社会教育施設等の臨時休館について」のご報告です。これにつきましてはお手元の資料のとおり、衆議院議員の選挙の投票所開設、それからその選挙の事務等で施設を使うということで、臨時休館になるものです。「休館する施設」といたしましては、生涯学習振興室、西田・杉九、それぞれのゆうゆうハウス、西田小に併設されています郷土資料展示室、区立体育館で永福体育館・荻窪体育館が11月8、9日と臨時休館となります。なお、荻窪体育館につきましては記載していませんが、開票所を兼ねるということで、その準備、後片付けということで、11月6日から11月10日まで選挙開票の一連の作業のために休館になります。「周知方法」といたしましてはポスター掲示、区報式ホームページに掲載ということで行っています。以上、私からのご報告です。

委員長 最初に「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」ということで、ご質疑お願いいたします。何かございますか。

大蔵委員 5ページの新規の一つですけれども、私の聞き間違いかどうか分かりませんが、これは終わったというお話でしたでしょうか。

社会教育スポーツ課長 失礼しました。これは平成16年ですので、ちょっと期間が早かったのですけれども、来年度です。

大蔵委員 終わったのではないですね。

社会教育スポーツ課長 はい、申し訳ありません。

大蔵委員 ほかのところも平成16年度がありますけれども、これは全部そのとおりに来年に行くというものです。

社会教育スポーツ課長 そうということです。承認について行ったという報告です。

大蔵委員 はい、それなら分かります。

委員長 ほかにありませんでしょうか。では、ありませんようでしたら、ここの45件の承認について報告を受けたということにさせていただきます。ありがとうございました。

次の社会教育施設等の臨時休館、これについてはいかがですか。よろしいですか。特にご異論がありませんようでしたら了承いたします。

では次に7番目「平成15年度個別外部監査の結果に関する報告について」、8番目「区立図書館の年末開館について」、9番目「中央図書館の特別整理期間について」の3件につきまして、中央図書館の次長からお願いします。

中央図書館次長 私のほうから3点報告させていただきます。まず、1点目が「平成15年度個別外部監査の結果に関する報告について」です。(概要)に基づいて説明させていただきたいと思えます。この概要は1番から5番までありまして、1番については「監査の対象とした事項名」ということで、図書館事業です。2番目が「監査対象部課等」ということで、杉並区立中央図書館となっています。3番目に「図書館事業の概要」が書いてありまして、4番目が「外部監査の方法」が書いてあります。本日は5番目の「監査の結果」を中心に報告させていただきたいと思えます。なお、監査の実施期間につきましては、平成15年の7月10日から9月30日です。

監査の結果は大きく4点に分かれています。まず、1点目が「図書館事業の効率性追求とサービス水準等向上策の関連性について」ということで書かれています。3ページに移りまして、②の「結果」のアですが、「行政コストの把握について」というところです。これにつきましては、行政コスト計算書の中身について触れていまして、「共通経費の配賦方法を11館均等に配分している現在の方法から、コストの発生態様に合わせた配賦を行う方法に組替えるべきである」というような指摘がなされています。

2点目が、職員1人当たりのコストは「現員ベース」ではなくて「定数ベース」に変えるべきだ。人件費に過員分のコストが算入されているため、定数だけで事業を行っているよりも、人件費が膨大となっているというような指摘になっています。

イ「図書館事業の各業務の効率性について」というところですが、ここではリクエストサービスの問題が取り上げられていまして、リクエストサービスの業務の事務量があまりにも大きいため、サービス係の他の業務が十分に行われていない可能性がある。例として未返却本の督促事務があがっています。これの対応策としましては、1人当たりのリクエスト冊数の利用の制限を設けること。2点目が区民ボランティア団体等の参加も積極的に検討・推進すべきであるというのを対応策として指摘しています。

4ページに移りまして、ウ「開館日・開館時間について」のところですが、監査人が実施したアンケートによりますと、第3木曜日は現在館内整理日として休館していますが、第3木曜日と日

曜日の閉館時間に対する不満が目立っているというところで、第3木曜日の開館の推進と日曜日の開館時間を平日並に延長する検討をする必要があるという指摘です。

エ「視聴覚ホール（中央図書館）等の利用状況と目的外貸出しについて」というところですが、中央図書館の地下にあります視聴覚ホールや地域図書館には講座室、集会室、または多目的ホールというように名称が異なりますけれども、貸出しの施設があります。これについては利用率が決して高いとはいえない。有料で目的外使用として貸出しの検討をすべきであるというようなことと、もう一つはこれもやはり有料で学習室への期間的転用も検討に値するという指摘がなされています。

オ「レファレンス（調査相談）業務について」なのですが、レファレンス業務の強化のために「調査相談係」の設置に賛成する立場から次の3点を指摘したいということで、記載とおおり3点を指摘しています。

カの「司書制度について」です。レファレンス業務を支える専門的な職員を育成する必要性に迫られているという認識のもとに、司書は現在10年間図書館に在籍することができる制度になっているのですが、10年以上図書館に在職することができる道も用意することが必要ではないかという指摘がなされています。

次に、4ページのいちばん下になります2点目の「図書館事業の有効性追求手法の検証について」ですが、5ページの②の「結果」のところですが、まず、ア「図書館事業の活動指標と成果指標の妥当性に関する検証」についてです。これは事務事業評価の内容についての指摘です。以下の3点について指摘されています。これは記載のとおりです。

イ「図書館利用率に関する検証」のところですが、図書館の利用率に関するデータについては利用率改善のために十分に活用されているとは言えないという指摘があります。それから、登録率を上昇させるためには、新館建設に対応して、ソフト面の充実が重要であるという指摘があります。

また、インターネットによるレファレンスサービス、これは今年度予定しているサービスですが、これについてはレファレンスサービスに関する利用者への周知を行うのを優先すべきであるという指摘があります。さらに新刊図書の購入に関連しては、以下の2点の提案がなされています。

ウ「顧客満足度調査（CS調査）」のことですが、これについてはCS調査のやり方に問題点があるということで、記載のとおり3点指摘されています。

次に3番の「区民の情報収集手段の多様化と図書館の役割に対する見直しの適時・適切性について」です。②の「結果」のアですが、図書館の整備水準を相対的に把握するために、図書館数、

蔵書数、貸出数、登録者数について、他の類似団体と比較しています。政令指定都市との比較ですが、1館当たりの人口数、1人当たりの蔵書数、1人当たりの個人貸出数共に高い数字になるという指摘です。また、杉並区の登録率については、政令指定都市よりも低い数字になるという指摘になっています。また、人口40万人以上の都市との比較でも概ね政令指定都市と同様であるという指摘です。

次に特別区との比較です。蔵書数では、世田谷区に次いで2番目の規模であるが、登録率が23区平均の6割程度である。この登録率の低さというのは23区共通ではなく、杉並区固有の要因に起因するものと推察されるという指摘がなされています。

イの「杉並区図書館建設の計画の妥当性」というところです。これは「14館構想」について触れています。「14館構想」については、継続的に区民の図書館建設に対するニーズを把握し反映させない限り、「14館構想」の妥当性を積極的に認識することはできないという指摘になっています。

ウの「アンケート調査から見た新館建設に対する評価」というところです。アンケートやヒアリングの結果等から、残り2館の建設に積極的な根拠を見出せない。今後、継続的なアンケート調査や利用者に限らない、潜在的な幅広い区民ニーズの把握に努めるべきであるという指摘がなされています。

エ「今後の図書館整理の方向性」のところです。やはり、残り2館の建設は「14館構想」のとおり建設する積極的な理由はなく、駅近くに貸借等により設置するなど、より実態に即した整備計画が検討されることが望ましいという指摘がされています。

オ『「これからの図書館運営のあり方」報告書に対する提言』です。これは4点の提言がありまして、1点目が実施のスケジュールを明確にする必要がある。2点目が地域図書館の新たな形態の検討も含めて、図書館整理計画の見直しも併せて行う必要がある。3点目が試案が完成した際には、区民に対してパブリックコメントを募ることも重要である。4点目がNPO等との協働を積極的に推進することが望ましいという提言がなされています。

最後に9ページの(4)「蔵書の管理について」のところです。②の「結果」のアです。「蔵書冊数について」は、年間の購入冊数、除籍冊数等から算定した蔵書冊数とコンピュータ上の蔵書冊数には不一致が生じているという指摘がありました。

次に「不明図書」です。蔵書冊数の中には、行方不明となっている図書が約3万9,000冊含まれている。これの対策としては図書にICチップなどを貼り付けて、無断持出しを防止する方法も考えられるのではないかと指摘がなされています。

次にウの「蔵書点検」です。蔵書点検は本来、図書館11館が一斉に図書の動きを止めて同一日に行うほうが、確認時点が同一点であることから、より正しい結果が得られるために望ましいと

いう指摘です。利用者に対して不都合が大きいということもありまして、数年ごとに行う方法も検討に値するのではないかと指摘がなされています。以上で平成15年度個別外部監査の結果に関する報告は終わらせていただきます。

続きまして、2点目の「区立図書館の年末開館について」です。現在図書館は12月27日まで開館していきまして、28日から休館日となっていますが、今年末平成15年以降、12月28日、29日、30日を開館日といたします。開館時間は12月28日につきましては午前9時から午後8時まで、この日が日曜日に当たるときには午前9時から午後5時までといたします。今年については日曜日に28日が当たりますので、午後5時までの開館ということになります。さらに、12月の29日と30日については午前9時から午後5時まで開館いたします。実施時期については平成15年12月28日以降ということで、これは杉並区内の図書館全館を対象に開館する予定となっています。

最後に「中央図書館の特別整理期間について」に伴います臨時休館についてです。今年の12月2日の火曜日から12月10日の水曜日まで特別整理のために臨時休館をいたします。臨時休館の間には、1階の児童用トイレの改修などの工事もやる予定になっています。なお、周知方法につきましては記載のとおりです。以上です。

委員長 では、7番目の外部監査の結果に関する報告について、報告を承りましたけれども、どうぞ、ご質問ご意見をお願いします。

大蔵委員 外部監査は誰がやったものですか。どういう機関が行うものですか。

中央図書館次長 監査人は東田さんという中央青山監査法人所属の監査人が実施したものです。

大蔵委員 1人でおやりになったのですか。

中央図書館次長 監査人は東田さんですけども、補助者として4名ほどいらっしゃいました。

大蔵委員 東田さんというのは何をなさっている方ですか。監査法人というのは、私の認識では主として公認会計士を中心にして構成されていると思います。

中央図書館次長 東田さんは公認会計士だと思います。直接契約したのが総務課で、対象となったのが中央図書館ということで監査を受けた立場ということになります。契約の中身について詳しくは総務課のほうが把握しているということになります。

教育長 監査法人の代表社員の東田夏記さんという方と契約をして、この方は八王子の外部監査、包括外部・個別外部の両方ですけども、実績のある方なのです。それで、この当時私は区室長をやっていて、責任者だったものですから、競争で何人かから取って、5人から項目別にいろいろ資料を出してもらって、リクエストを受けたのですね。その中で、東田さんに定めたという経緯です。公認会計士で監査法人の代表社員です。補助者として監査法人の社員が4名付いているという編成で、外部監査をやっていました。

大蔵委員 その4人の中の方に図書館などに詳しい方がいらっしゃるということですね。

中央図書館長 補足させていただきます。地方自治法で監査につきましては、ご案内のとおり区の監査委員というのがあって監査しているわけです。個別の事業について、いま外部の方に監査をお願いできるという制度ができて、これはどういう方にするかは議会の承認を得てやるわけなのです。杉並区といたしましては、この個別外法部監査の制度を活用しまして昨年度から個別事業を監査していただくということで、昨年度は財団法人スポーツ振興財団でした。今年度につきましては、個別事業ということで区の内部でいろいろ検討しまして、今日ご報告しました図書館事業について、個別の外部監査をお願いする形で推移してきたのが経過です。

大蔵委員 私は、外部監査は非常にいいと思います。内部監査ではなかなかできませんので結構なのですが、図書館の事情に詳しいかどうか。一般に公認会計士の監査法人というのは、経営状態やこれが法的に違反していないかなどについてはよくできるのですがけれども、業務の内容そのものについては必ずしもお詳しくないのです。それでも、商社やメーカーなどは一般的ですからおやりになっているとしても、図書館の業務みたいなものに精通なさっているのかどうかを伺いたかったということです。

中央図書館長 監査を受けた立場ですので、なかなかコメントできないのですが、正直言いまして、いまご指摘のありましたように、図書館事業についても、会計や企業会計などのそういった面からの監査が主になるのではないかという恐れもなきにしもあらずなのです。しかし、その監査人の方、それから補助としてこられました4人の方は、図書館全体について勉強されていると言いますか、そういう印象を受けました。資料等についても、全国的な観点から独自に収集した資料なども参考にしながら、区の図書館が作った資料等を対比していただいたこともありました。今日ご報告しましたように会計上の指摘も当然ありますが、コスト計算の話などもあります。それ以外の運営や管理についても、かなり突っ込んだ形でご指摘なり、その前段としていろいろご質問なり、議論をさせていただいたということ的印象的には感じています。

大蔵委員 それでは、個別のことでいくつか伺います。6ページの新刊購入基準である「出版点数の60%基準」というのは、出版はものすごい数がされているわけですがけれども、その60%のものを最低1冊はどこかの図書館で購入しようというのがこの基準ですか。

中央図書館次長 出版点数が年々増えていきますけれども、出版点数の60%を収集する基準というか、内部での基準を設けまして、それに基づいて購入しているところです。この指摘につきましては予算に対する新刊書の購入比率等で判断すべきだろうとなつていますが、出版点数の60%はなかなか非現実的であるという指摘になっています。

大蔵委員 これは私の意見で質問ではありませんが、そのとおりだと思います。除籍をする本をと

きどき並べてありまして、「どうぞ、持って行ってください」とあります。これはリサイクルと書いてあるのは間違いであって、再利用だと思えますけれども、そのようにして除籍をなさっています。その本の中には全く紐が真ん中に入ったままで、だれも読んだ形跡のない本があるのです。だから、それはこういう 60%基準みたいなもので買っていることもあるでしょうし、それから購入委員の構成上「こんな本が要るだろう」と思って買っているのかもしれませんが、それはやはり判断の間違ひがあるのではないのでしょうか。全く利用されていない本というのがしばしばあります。

中央図書館次長 その件につきましては、リサイクルと言いますか、再利用にまわす本と言いますのは、必ずしも全部図書館に置いてあった本だけではないのです。寄贈を受けて、図書館には存在していて、寄贈を受けた本でもあまり必要としない本というのがあるわけです。そういう本を再利用にまわすなどのことも中には入っています。

大蔵委員 そうですか。それは分かりました。それから、7ページの23区の平均登録率で杉並区が低いというのは、この登録は住民が杉並区の図書館に図書利用票を申し込んでいるという登録ですか。

中央図書館次長 図書カードを受けている人というか、登録している人というのは、確かに人口に対しての登録率ということになっているのですけれども、これにつきましてはかなり低いという指摘があります。

大蔵委員 それでは、ここに「杉並区固有の要因に起因するものと推察される」とあります。ということが固有の要因とお考えですか。

中央図書館次長 第4ブロックの状況を先日調べてみたのです。これにつきましては各区で登録率の取り方がかなりまちまちでした。例えば、豊島区は3年間使用しない場合には登録の対象から落としている。中野区の場合は2年、それから板橋区の場合は5年、練馬区の場合は2年と各区によって登録率の出し方自体がかなりまちまちになっています。杉並の場合で言いますと、これよりもかなり厳格に解釈していて、大体1年という数字で捉えています。それで、登録率がかなり下がっている。これはもし2年や3年にしますと、かなり上がってくると現時点では考えています。

大蔵委員 9ページに蔵書冊数について不一致があるとあります。3万9,000冊くらい行方不明になっているということですが、これは現実にあります、私が本を要求しましたところないのです。「紛失です」という答えが返ってきたことが2件ありました。3万9,000冊かどうか分かりませんが、そのうちの2冊は私がタッチしたわけですから、もっとあるのではないかと思います。それは別としまして、それ以外に「切取り」というのがあるのですけれども、中が切り取られているのです。それは貸し出してみないと、図書館の人には分からないのです。これが結構

あるのです。これはICチップなどを入れても駄目なのです。だから、そういうことについてどうするかを考えなければいけないでしょう。利用者のモラルの問題ですけれども、非常に問題があると私は思っています。それ以外にも図書館についてはいろいろありますが、いままで私はその都度要望を申し上げましたので、この監査法人の報告の中にはないものについては改めて申し上げますけれども、まだ改善の余地が相当あるだろうと思っています。

中央図書館次長 「切取り」「落書き」などいろいろとあるのですけれども、これにつきましては以前から図書館内部でもモラルに訴える方法しかないということです。例えば、中央図書館の入ったスペースのところに「図書が泣いています」というコーナーで切り取られたり、いたずら書きなどをされたりした本を並べたことも過去にあります。

大蔵委員 それは書いてあります。しかし、書いてあるけれども、そういうことに応ずる人は切り取らないと思うのです。だから、そんなことを書いても全く感じなくて、切り取る人がいる。その人をどうするかが私は問題だろうと思います。

中央図書館次長 これにつきましては長年の課題になりまして、どうやってモラルに訴えてやっていくかということ、今後も引き続き考えていかなければいけない問題と考えています。

ICチップなのですけれども、現時点でICチップを入れるとなりますと、1冊について90円くらいの金額がかかりまして、相当膨大な金額になります。これについては将来的にはICチップを入れていくことによって大きなメリットがあると考えてはいますが、現時点では予算がかかり過ぎると考えています。

教育長 今後の取り扱いについて教えてください。

中央図書館長 これにつきましては今後指摘に沿いまして、きちんと改善策も含めて検討してまいりたいと思います。その方法としましては、かなりサービスの充実面で中央図書館あるいは図書館サイドの検討で改善策なり、今後の方向性を出せる部分と例えば「14館構想」のあり方等につきまして、あるいは人の問題、司書制度の問題等につきましては、やはり特に区長部局等ともまた協議しなければいけない事項もありますので、そういったものを主に2通りに分けまして、検討をしてまいりたいと思います。また、検討の期間につきましても、いま言ったような全所的な課題については時間がかかるかもしれませんが、図書館サイドで具体的に検討していけるものにつきましては、できたら来年度4月から着手できるものについては、検討して着手してまいりたいと考えています。

委員長 この報告書の中で監査法人が行った利用アンケートなどが出てくるわけです。いつ、何名に対して行ったのでしょうか。

中央図書館次長 一つは図書館の司書に対して行ったアンケートがあります。もう一つは監査人が

行いました利用者に対してのアンケートにつきまして、中央図書館と西荻図書館、高円寺図書館、成田図書館の地域図書館3館の計4館で実施しています。回答の数なのですけれども、ものによって違いますが、回答を得たものと得ないものがありまして、中央図書館が165、西荻図書館については181、高円寺図書館につきましては130、成田図書館については150というような回答者数となっています。

委員長 この書かれている評価が利用者アンケートの結果を踏まえて、かなり大きな話を結論づけているから大変だという印象が個人としてするわけです。それが代表する意見かどうかということです。

中央図書館次長 いままで中央図書館でもアンケートをやってきたのですけれども、今回の監査人が行いましたアンケートというのはちょっと角度を変えて、例えばアクセス手段、所要時間、利用頻度などのところまで結構細かなアンケートになっています。いままでの図書館で実施していましたアンケートは、あまり回答時間をかけないで済むようにということもありまして、項目数を絞って大きなものというか、抽象的に書いてもらったということがありました。それに対して「これは抽象的だ」という指摘がありまして、今回のアンケートについてはかなり具体的な細かなアンケートとなっています。

委員長 ですから、しつこいようですけれども、アンケートの結果が本当に有為なのか、否なのかということを立証しなければいけないのです。こういう外部監査人くらいの重みがあるところでやるとして、それをベースに物事を考えていくというのは、私らの学会の発表をやるときには有為な数はいくらだというのを出して、数というのを揃えるのが大変なわけです。その辺が大変です。

教育長 区では一般的にサンプル数1,400、回答率7割で大体データとして有為性が確保できるということでもあります。世論調査がそういう考え方です。これはそこまではいいませんが、利用者だけです。住民票から抜き出して、サンプル数を定めてやるというのはなかなかできにくいことですから、有為性を求めるのはちょっと無理かもしれません。

委員長 結論が大きなところに行っていますからね。

教育長 利用者アンケートだけでいいのか、それとも図書館よりもむしろほかのサービスを求めている方にとってみれば、違った角度からのものが出てくる可能性がないではないです。だから、始終図書館を利用している人だけの思考性、考え方だけで量っていいのか、それとも税負担しているその他の周辺の方々のことも考え併せて、施策全体を展開していく必要があるかということは、「14館構想」の見直しを含めて考えなくてははいけないかという感じはします。外部監査は外部監査としまして。

委員長 それから、5月に図書館運営のあり方検討会で立派な報告書を出されています。それとの整合性というのは今後の検討課題でしょうけれども、出てきた結果とどのように睨んでいるのですか。いちばんその辺が区としても今後これを取り扱っていく場合に大事だと思うのです。

中央図書館次長 これについては8ページのオのところ「『これからの図書館運営のあり方』報告書に対する提言」というところで監査の指摘としてはされているのですが、中身については特にこの中では「こうしたほうがいい」ということはあまり触れていないのですが、実施のスケジュールを明確にするなど、NPOとの協働を積極的に進めるということに触れていて、個々具体的な中身について、報告書との抵触する部分というのは「14 館構想」を除きましてあまりないのかと現在のところ考えています。

委員長 ほかよろしいですか。では、ありがとうございました。

次に8番目「区立図書館の年末開館について」ご意見ご質問ありましたらどうぞ。

よろしいですか。では、9番目の中央図書館の特別整理期間について」はいかがでしょう。

こちらもよろしいですか。では、承ったということで。

本日予定されました案件はすべて終了いたしました。本日の会議を閉じます。